

平成29年度事業計画

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

I. はじめに

(1) 火薬類の事故件数等

平成28年の火薬類による事故は、産業火薬10件、煙火48件、がん具煙火8件で、合計66件発生、死亡者ゼロ、負傷者28名であった。昨年の事故は60件発生、死亡者ゼロ、負傷者53名で、昨年と比べると若干増えている。なお、12月上旬に発生した煙火製造所の事故では、1名の方が事故発生後8日目に死亡。

(経産省の死亡者の定義：事故発生後、5日以内に死亡が確認された者)

また、「火薬類事故措置マニュアル(経済産業省)」の事故報告様式の改正、事故分類の細分化等が改正され、平成29年から適用されている。

(2) 火薬類取締法令の改正関係

火薬類取締法令の改正により、平成29年4月1日から都道府県知事が行っていた火薬類取締法令に係る業務が、指定都市の区域内にあっては指定都市の長に移管(知事試験関係業務を除く。)される。指定都市=政令指定都市(20市)

また、経済産業省におかれては、火薬類取締法技術基準の性能規定化の検討を進められており、本年度は「消費」の技術基準について検討が行われる予定である。

(3) 当協会の本年度の事業内容

本年度の事業内容は、II. 事業内容にその概要を記載しております。

II. 事業内容

1. 火薬類の手帳制度事業

火薬類の手帳制度は、会員各位、火薬類を取り扱う各事業者、関係行政官庁それぞれのご理解とご協力を得て、以下により厳正に運営する。

(1) 講習会の開催

火薬類保安手帳を有する者及び有しようとする者を対象とする火薬類保安講習の受講者は、本年度は14,600人程度と予想され、各都道府県協会との密接な連携のもとに円滑な保安教育講習及び再教育講習の実施に努める。

また、本年度の火薬類取扱従事者手帳を有する者及び有しようとする者を対象とする火薬類保安講習の受講者は3,400人程度と予想され、同様に円滑な保安教育講習の実施に努める。

(2) 手帳の交付

再教育保安講習等を受講した火薬類取扱保安責任者免状所有者又は火薬類取扱従

事者等に対し、火薬類保安手帳又は火薬類取扱従事者手帳の交付等を行う。

(3) 講習に係る運営事務

講習会の開催計画の周知、受講の記録、交付者の登録等、講習に係る事務を的確に実施するとともに、電子メール、ホームページ等を利用した情報交換・情報提供を積極的に行うことにより運営事務の効率化を図る。

(4) 登録講師研修会の開催

全国の登録講師230名及び法令講師を依頼している都道府県の火薬担当官を対象として、平成29年10月に全国7ブロックにおいて、講習内容、法令の改正点、テキストの変更点及び補助教材について説明を行うとともに、特別講演（ヒューマエラーについて）及び登録講師間の意見交換を実施する。

2. 保安施策振興対策事業

消費現場等への巡回指導が果たす役割並びに保安教育の向上などの推進の重要性に鑑み、各都道府県協会が実施する巡回指導、保安教育用機器等の購入及び保安教育講習の継続学習制度（CPDS）における学習プログラム申請に対し、本年度も限られた財源ではあるが支援を実施する。

3. 火薬学セミナー

火薬類の製造保安を将来担う者等を対象に、火薬学セミナーを8月に4日間（8月1日～4日）の予定で開催する。

4. 広報、出版事業

(1) 「火薬と保安」誌の発行

火薬類の保安に関する唯一の専門誌である当協会の機関誌「火薬と保安」誌については、掲載内容の充実に努め、年2回発行する。

(2) 「全火協弘報」の発行

広報紙「全火協弘報」については、保安関連事項、法令改正事項、講習会開催情報のほか、時事的情報等を含めた最新情報を適期に提供するため、毎月発行する。

(3) ホームページの活用

当協会の業務及び財務に関する資料、講習会の案内、資格試験の案内、資格試験の合格者、事故情報を掲載するなど、ホームページの内容の充実に努め、火薬類の保安に携わる者等に役立つ情報を提供する。

(4) 出版物の発行・頒布

火薬類取扱保安責任者試験（甲、乙）及び火薬類製造保安責任者試験（丙）の「過去問の解答と解説」（平成29年度版）、「煙火の製造と保安」及び「火薬類取締法令の要点」等を発行・頒布する。「煙火の製造と保安」はその発行から10年を過ぎたことから、委員会を設けて全面的に内容を見直す。

(5) テキスト、補助教材等の作成・頒布

保安教育講習用テキストを頒布していくとともに、補助教材の改訂を行い都道府県協会及び登録講師に配付する。

5. 資格試験等事業

本年度の火薬類製造保安責任者試験（甲種及び乙種）は、11月6日（月）、7日（火）の両日、火薬類取扱保安責任者試験（甲種及び乙種）及び丙種火薬類製造保安責任者試験は、9月3日（日）に実施する予定である。

6. 火薬類保安協会全国会議等

火薬類の手帳制度及び資格試験等に関する事務連絡、報告等を主とする都道府県協会との会議を開催する。本年は、6月1日（木）に開催する予定である。

7. 受託事業

(1) 経済産業省から火薬類保安対策事業の受託により行う事業

火薬類保安対策事業については、経済産業省からの受注に努める。

(2) 火薬類製造保安責任者免状の交付事業

経済産業省からの委託を受けて、甲種及び乙種火薬類製造保安責任者免状の交付事務を行う。

(3) 火薬類取扱保安責任者免状及び丙種火薬類製造保安責任者免状の交付事業

7府県からの委託を受けて、火薬類取扱保安責任者（甲種及び乙種）免状及び丙種火薬類製造保安責任者免状の交付事務を行う。

8. 火薬類の国際化対応事業

国連の「危険物輸送並びに化学品の分類及び表示の世界的調和システムに関する専門家委員会」及び「IGUS」等で検討される内容に対して、当協会が主催する「火薬類国際化対応委員会」において関係業界の協力を得て、業界としての対策を検討する。また、これらの会議に専門家を派遣する。

9. その他

(1) 一般社団法人日本海事検定協会の危険物等海上輸送国際基準検討委員会等の関連部門に、引き続き委員を派遣し、協力する。

(2) 経済産業省から依頼のあった省令等の見直しニーズについて、会員団体等からニーズを収集し、省令等の改正に向けて努力する。

(3) 火薬類の危害予防の標語の募集事業

火薬類の事故防止等を図るため、5年ごとに火薬を取扱う従事者等から、火薬類の危害予防の標語（2テーマ：「事故防止」と「盗難防止」）の募集・選定を行い、会員企業等へ配布している。

平成29年度は、平成30年度～34年度に使用する標語の募集を行い、応募のあった作品について、講習広報委員会で入選作品（各5作品）を選定し、標語を決定する。また、標語を印刷して、次年度以降の5年間（2テーマの標語／年）会員企業等へ配布する。